契約内容及び相手方の決定方法の公表

令和6年9月9日 佐賀県危機管理防災課

業	務] 容	佐賀県原子力防災訓練に係る屋内退避施設清掃業務委託
数	量	等	施設清掃 ・馬渡島原子力災害屋内退避施設(唐津市鎮西町馬渡島宮ノ本3番地2) ・加部島原子力災害対策施設(唐津市呼子町加部島3449番地) →旧加部島小学校
	の相手方		地方自治法施行令第167条の2の規定により、県の規則に従って障害福祉サービス事業所等から優先的に調達することができる。 ※「平成25年度佐賀県における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」(平成25年11月25日)に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進しており、この調達方針に掲げる調達目標を実現するため、「佐賀県の障害者就労施設等からの優先調達に関する要綱」に沿って障害者就労施設等から優先的に調達することを義務化している。 佐賀県共同受注窓口より、障害者就労施設等の中で、清掃業務を行える業者の紹介を受けたことから、見積徴収による単一随意契約にて決定する。